

東北大学法科大学院年次報告書
【平成25年度評価実施】

平成28年6月

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

1. 法科大学院の概要

(1) 設置者		機構使用欄
国立大学法人東北大学		
(2) 教育上の基本組織		機構使用欄
大学・研究科・専攻名	東北大学大学院法学研究科総合法制専攻	
開設年度	平成16年度	
(3) 所在地		機構使用欄
宮城県仙台市		

(注) 法科大学院(研究科・専攻)の所在地とし、都道府県、市町村名まで記入してください。(東京特別区の場合は区名まで記入してください。)

(4) 教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像

		機構使用欄
<p>教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像</p>	<p>現行法体系全体の構造を正確に理解し、冷静な頭脳及び温かい心をもって社会を観察することにより、そこにある問題を発見し、広く多様な視点から考察し、及び緻密で的確な論理展開をすることができるとともに、他人とのコミュニケーションを図るための高い理解力、表現力及び説得力を備え、かつ、誇りを持ち、その責務を自覚した優れた法曹を育成することを目的とする。</p> <p>社会の中で、法曹は、多様な役割を果たすことを期待されている。一口に法曹といっても、裁判官・検察官・弁護士はそれぞれに異なる責務を担っており、同じ職種でも、専門分野によって職務の内容は大きく異なる。</p> <p>そこで、東北大学法科大学院は、どのような職種や専門分野においても、次の6つの資質と能力が、人々から信頼される法曹として社会で活躍するための基盤となると考え、すべての授業科目を通じて、これらの資質や能力を備えた「優れた法曹」を養成することを目指している。</p> <p>(1) 現行法体系全体の構造を正確に理解している。 (2) 冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができる。 (3) 具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察することができる。 (4) 緻密で的確な論理展開をすることができる。 (5) 他者とコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）をもっている。 (6) 知的なエリートとしての誇りを持ち、それに伴う責務を自覚している。</p> <p>このような資質と能力を備えることにより、どのような道に進んでも、また社会の変化に伴い法曹に期待される役割が変化しても、社会に貢献することができる。さらに、東北大学法科大学院では、幅広い選択科目を用意して、将来の専門分野を選び取るための基礎を提供している。「優れた法曹」としての資質と能力に支えられた専門性を身につけることにより、将来、ジェネラリストとしてもスペシャリストとしても信頼される法曹となることができると考える。</p>	

(注) 各法科大学院が個別に定める教育の理念及び目標については、公表しているものを記入してください。

2. 教員組織

(1) 教員数

区 分	専 任 教 員					兼任・ 兼任教員	機構使用欄
	専属専任教員			専属以外	合 計		
	研・専	実・専	実・み	専・他			
教 授	14	3 (2)	1 (1)	0	18	31	
准教授・ 講師・助教	5	0 (0)	0 (0)	0	5		

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 括弧内には、内数で法曹としての実務の経験を有する者の人数を記入してください。
 3. 「専任教員」欄の「研・専」については法科大学院でのみ専任の研究者教員数、「実・専」については実務家専任教員数、「実・み」については実務家みなし専任教員(年間6単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)数、「専・他」については法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院(修士課程)の専任教員数を記入してください。

(2) 科目別の専任教員数

法 律 基 本 科 目							基 法 礎 律 科 実 目 務	隣 基 接 礎 科 法 目 学 ・	科 展 目 開 ・ 先 端	機構使用欄
憲 法	行政法	民 法	商 法	民 事 訴 訟 法	刑 法	刑 事 訴 訟 法				
3 (0)	1 (0)	5 (0)	3 (0)	1 (0)	2 (0)	2 (0)	8 (0)	5 (0)	9 (0)	

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 科目別に延べ人数で記入してください。
 3. 括弧内には、内数で、「専・他」(法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院(修士課程)の専任教員)の人数を記入してください。

3. 教育課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目数・単位数及び修了に必要な修得単位数

区 分		開 設 授 業 科 目								修了に必要な 修得単位数		機構使用欄	
		必修科目		選択必修 科目		選択科目		合 計		単位数	備考		
		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数				
法 律 基 本 科 目	公法系科目	4	12			2	4	6	16	12単位	必修科目及び 選択必修科目 から左記単位 を修得し、さら に選択必修 科目及び選択 科目から4単 位以上の修得 が必要。		
	民事系科目	8	32			3	6	11	38	32単位			
	刑事系科目	4	14			2	4	6	18	14単位			
	その他					1	1	1	1				
法律実務基礎科目		4	10	4	8	4	8	12	26	14単位			
基礎法学・隣接科目				11	21			11	21	4単位			
展開・先端科目				30	60			30	60	16単位			
合 計		20	68	45	89	12	23	77	180	96単位			

- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目(不開講、隔年開講等)も含めてください。
2. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
3. 法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系の3つの科目に区分できない授業科目については、法律基本科目の欄に「その他」を設けて記入してください。
4. 「修了に必要な修得単位数」欄の単位数のうち「合計」欄に記載されるものは、修了要件単位数になります。
5. 「修了に必要な修得単位数」欄の右欄には、基準2-1-5のただし書に該当する単位数及び複数の科目区分から修得する修了に必要な修得単位数を記入してください。

(2) 開設する法律実務基礎科目

区 分	開 設 授 業 科 目			修了に必要な 修得単位数	備考	機構使用欄
	授業科目名	単位数	必修・選択等			
法曹倫理	法曹倫理	2	必修	2 単位		
民事訴訟実務の基礎	民事・行政裁判演習	3	必修	3 単位		
	民事要件事実基礎	2	必修	2 単位		
刑事訴訟実務の基礎	刑事裁判演習	3	必修	3 単位		
法情報調査	リーガル・リサーチ	2	選択	2 単位	法学未修者及び法学既修者全員に、新生オリエンテーション時において指導を行っている。また、判例の意義と読み方については、基幹科目でも指導を行っている。	
法文書作成	民事・行政裁判演習	3	必修	3 単位		
	民事要件事実基礎	2	必修	2 単位		
	ローヤリング	2	選択必修	4 単位		
	リーガル・クリニック	2	選択必修			
	エクスターンシップ	2	選択必修			
模擬裁判	2	選択必修				
ローヤリング	2	選択必修				
クリニック	リーガル・クリニック	2	選択必修			
エクスターンシップ	エクスターンシップ	2	選択必修			
公法系訴訟実務の基礎	民事・行政裁判演習	3	必修	3 単位		
その他						

-
- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目(不開講、隔年開講等)も含めてください。
2. 開設していない区分については、「授業科目名」欄に「不開設」と記入し、「単位数」欄、「必修・選択等」欄及び「修了に必要な修得単位数」欄に「-」を記入してください。
3. 法情報調査及び法文書作成については、当該教育内容を授業科目ではなく、ガイダンス等の方法で指導を行っている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
4. 「その他」欄には、上記区分に該当しない授業科目を、適宜行を追加して記入してください。

※（１）又は（２）において、前年度に入学した学生に適用されるカリキュラムと比較して、変更がある場合は、変更内容を以下の枠に記入してください。

区 分	平成28年度	平成27年度	変更内容	機構使用欄
法律基本科目				
法律実務 基礎科目				
基礎法学・ 隣接科目				
展開・先端科目				

- (注) 1. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
 2. 「平成〇年度」欄及び「平成(〇-1)年度」欄には、変更のあった授業科目名、必修・選択の別、単位数を記入してください。
 3. 「変更内容」欄には、新規開設、統合、廃止、名称変更、単位数の変更や必修・選択の別の変更、その他変更のあった内容を記入してください。

(3) 授業時間等の設定

区 分	講義	演習	実習	その他	機構使用欄
1単位当たりの授業時間	15時間	30時間	45時間		
1年間の授業期間	前期：4月8日（金）～7月28日（木） 8月1日（月）～8月8日（月）（試験期間） 後期：10月3日（月）～12月22日（木）， 1月4日（水）～1月30日（月） 2月3日（金）～2月10日（金）（試験期間）				
各授業科目の授業回数(単位) (集中講義は除く)	15回（2単位）				

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
 2. 「その他」欄には、複数の授業形態を組み合わせている授業科目の授業形態の種類及び1単位当たりの授業時間を記入してください。

(4) 履修登録単位数の上限

区 分	単位数	備 考	機構使用欄
1年次	34		
2年次	36	2年次において履修科目として登録できる単位数の上限に、エクスターンシップ（2単位）は含まない。	
3年次 (最終年次)	44		

- (注) 1. 長期履修については、適宜行を追加して記入してください。
 2. 基準3-3-1(1)ア又はイに該当する措置がとられている場合には、その旨を「備考」欄に記入してください。また、アに該当する措置がとられている場合には、対応する授業科目名及び単位数を「備考」欄に記入してください。

4. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

区 分	内 容				備 考	機構使用欄
成績のランク分け 及び各ランクの分布 の在り方	きわめて優秀	90 点	～	100 点	若干名	
	優 秀	80 点	～	89 点	20%を上限とする	
	良 好	70 点	～	79 点	40%を標準とする (±20%)	
	能力や知識が 一応の水準に 達している	65 点	～	69 点	40%を標準とする (±20%)	
	最低限の水準には達して いるが、一応の水準に達 するためにはなお努力を 要する	60 点	～	64 点		
成績評価における 考慮要素	成績は、筆記試験（中間試験・期末試験・レポート試験）及び平常点（課題の成績、授業における発言内容、授業への取り組み状況を含む。）を考慮要素とする。				左記成績評価における考慮要素については、学生便覧及びシラバスで周知するとともに、年度当初に学生向けに行う総合履修指導でも周知している。	

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
 2. 規則等で例外等を定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置等

区 分	具体的措置	機構使用欄
成績評価についての説明を希望する 学生への説明の機会の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・成績不服申立て制度 再試験を行わなかった授業科目において、不合格となった学生は、成績評価に対する不服申立てを行うことができる。 ・成績評価説明請求制度 再試験を行わなかった授業科目において、不合格となった学生は、成績評価不服申立て制度とは別途に、その成績評価についての担当教員による説明を請求することができる。 ・個別講評の実施 第1年次科目及び基幹科目の不合格者（成績の単位加重平均値が65点未満である者を含む。）に対して、担当教員は、本人の申し出により、当該年度内に個別講評の機会を設け、学習上の指導を行うものとする。 	
教員間における 各授業科目の成績評価に 関するデータの共有	法科大学院運営委員会において、教員に配付している。	

(注) 上記2区分以外に成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置がとられている場合には、適宜行を追加して記入してください。

(3) 成績評価の結果に係る必要な関連情報の告知方法

区 分	具体的措置	機構使用欄
成績評価の基準 (採点のポイント等)	定期試験の解説・講評（レジユメの配付、TKC法科大学院教育支援システムへの掲示等の方法によることを妨げない。）を行っている。	
成績分布データ	TKC法科大学院教育支援システムへ掲示している。	

(注) 上記2区分以外に成績評価結果とともに学生に告知される必要な関連情報があれば、適宜行を追加して記入してください。

(4) 期末試験（本試験）・再試験・追試験

① 制度の有無及び受験資格

区分	制度の有無	受験資格	備考	機構使用欄
期末試験 (本試験)		授業科目の授業回数の3割を超えて欠席をした者については、当該授業科目について定期試験等の受験が認められないことがある（正当な理由なく又は無断で、授業科目の授業回数の2割を超えて欠席をした者についても同様。）。		
再試験	有	試験に合格しなかった者（不合格者）のうち、当該授業科目の担当教員が特に認めたものについては、再度の試験が行われることがある。ただし、第1年次科目のうち前期配当の授業科目については、すべての不合格者に対して、後期に再度の試験が行われる。		
追試験	有	やむをえない事由（忌引き、病気その他これに匹敵する事由に限る。）により試験（再度の試験を除く。）を受けられなかった者については、別途に試験を行う。		

- (注) 1. 再試験、追試験の制度がある場合は「制度の有無」欄に「有」、制度がない場合は「無」と記入してください。
2. 「受験資格」欄は規則、学生便覧の記載をそのまま記入してください。
3. 再試験又は追試験において、成績評価基準等について期末試験(本試験)と異なる取扱いを定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
4. 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由を備考欄に記入してください。

② 実施方法における配慮等

具体的措置	機構使用欄
第1年次科目及び基幹科目における筆記試験の採点については、匿名性が確保されるよう、学籍番号・氏名欄を隠した答案で行っている。	

(注) 本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。

(5) 修了要件

		機構使用欄
標準修業年限 (長期履修)	3年 (年)	
単位数	96単位以上	
GPA※	無	
修了試験	無	

- (注) 1. GPAを修了要件としている場合は、「GPA」欄に具体的内容を記入し、修了要件としていない場合は、「無」と記入してください。
 2. 修了試験制度がある場合は「修了試験」欄に具体的内容を記入し、制度がない場合は「無」と記入してください。

※(5)においてGPA制度を設けている場合は、GPAの計算方法について以下の枠に簡潔に記入してください。

計算方法：	機構使用欄

(6) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区 分		法律基本科目 の単位数	法律基本科目 以外の単位数	修了要件単位数	備 考	機構使用欄
単位数	法学未修者	58～62	38～34	96		
	法学既修者	28～32	38～34	66		

(注) 「法律基本科目の単位数」、「法律基本科目以外の単位数」(修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数)及び「修了要件単位数」欄については、修了に必要な単位数を記入してください。

(7) 入学後の修得単位、入学前の修得単位、法学既修者認定単位、十分な実務経験を有する者の取扱いの取扱い

区 分	取扱い	機構使用欄
入学後の修得単位	該当なし	
入学前の修得単位	<p>東北大学法科大学院規程 第3条 通則第11条の規定により入学を許可された者が、入学する前に次の各号に掲げる教育課程において履修した授業科目に係る既修得の単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、運営委員会の議を経て、法科大学院長が定めるところにより、法科大学院において修得したものとみなすことがある。</p> <p>一 東北大学大学院又は他の大学の大学院 二 外国の大学の大学院又はこれに相当する高等教育機関等 三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの又は通則第15条第5号に規定する国際連合大学</p> <p>2 前項の規定により、法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第11条第1項の規定により修得したものとみなす単位数（通則第31条の5第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて30単位までとする。</p>	
法学既修者認定単位	<p>東北大学法科大学院規程 第13条 3 運営委員会の議を経て、教授会の審議に付し、本研究科長が法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）については、法科大学院の第1年次に在学し、第1年次科目の授業科目30単位を修得したものとみなす。</p>	
十分な実務経験を有する者の取扱い	該当なし	

(注) 「取扱い」欄には、規則等に定められている内容を記入してください。

(8) 法学既修者の認定

		機構使用欄
法律科目試験の対象分野	憲法, 行政法, 民法, 商法, 刑法, 民事訴訟法, 刑事訴訟法	
履修免除対象	第1年次に配当される第1年次科目(必修の法律基本科目)すべての単位	
履修免除単位数	30単位	
出題及び採点において、公平を保つことができるような措置	<p>出題に当たっては、東北大学法学部の定期試験の出題内容との不当な一致などがないよう留意する。そのために、法学専門科目筆記試験を作題する教員には、担当科目と関連する東北大学法学部の過去の定期試験問題3年分及び本年度前期の定期試験問題を配付する。</p> <p>なお、平成28年度に実施する平成29年度入試から実施する一般選抜(前期)においては、東北大学法学部前期の定期試験前に法学専門科目筆記試験を作題する必要があるため、東北大学法学部前期の定期試験の作題者は、法学専門科目筆記試験の作題者又はチェック委員を兼ねることで、東北大学法学部前期の定期試験の出題内容との不当な一致などがないような方策を採っている。</p> <p>採点は、公平性・匿名性を確保するため、答案紙(受験番号記載、氏名の記載はしない)の受験番号欄を隠したもので行っている。</p>	
他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱い	法学検定試験委員会の実施する当該年の法科大学院既修者試験の成績(憲法・民法・刑法の3科目の成績)の偏差値平均が65以上の者については30点、60以上の者については15点を、それぞれ加算する。	

- (注) 1. 「出題及び採点において、公平を保つことができるような措置」欄には、当該法科大学院を置く大学出身の受験者と他の受験者との間で、公平を保つことができるような措置を記入してください。
2. 「他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱い」欄は、他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱いについて具体的に記入してください。

5. 入学者選抜

(1) 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

東北大学法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）に必要とされる法的思考に対する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れます。

特別選抜は、優れた法曹となるための基本的資質である、豊かな人間性や感受性、幅広い教養、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等を有する多様な人材を学生として受け入れます。

機構使用欄

(2) 入学者選抜方法

区分	入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等	機構使用欄
法学未修者	<p>(特別選抜)</p> <p>第1次選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院全国統一適性試験の成績…300点 ・志願理由書並びに履歴書、大学(学部)の成績証明書、及び各種資格証明書の審査結果…100点 <p>第2次選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次選考の選考資料…400点 ・面接試験…300点 <p>〈一般選抜(後期)〉</p> <p>第1次選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院全国統一適性試験の成績…300点 ・志願理由書並びに履歴書、大学(学部)の成績証明書、及び各種資格証明書の審査結果…100点 <p>第2次選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次選考の選考資料…400点 ・小論文試験…200点 	
法学既修者	<p>〈一般選抜(前期)〉</p> <p>第1次選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院全国統一適性試験の成績…300点 ・志願理由書並びに履歴書、大学(学部)の成績証明書、及び各種資格証明書の審査結果…100点 <p>第2次選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次選考の選考資料…400点 ・法学専門科目筆記試験…900点(民法(100点)、商法(60点)、民事訴訟法(60点)、憲法(100点)、刑法(100点)、刑事訴訟法(60点)の総計480点を900点に換算する) ・法学検定試験委員会の実施する2016年法科大学院既修者試験の成績(憲法・民法・刑法の3科目の成績)の偏差値平均が65以上の者については30点、60以上の者については15点を、それぞれ加算する。 <p>〈一般選抜(後期)〉</p> <p>第1次選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院全国統一適性試験の成績…300点 ・志願理由書並びに履歴書、大学(学部)の成績証明書、及び各種資格証明書の審査結果…100点 <p>第2次選考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1次選考の選考資料…400点 ・法学専門科目筆記試験…900点(民法(100点)、商法(60点)、民事訴訟法(60点)、憲法(100点)、刑法(100点)、刑事訴訟法(60点)の総計480点を900点に換算する) ・法学検定試験委員会の実施する当該年の法科大学院既修者試験の成績(憲法・民法・刑法の3科目の成績)の偏差値平均が65以上の者については30点、60以上の者については15点を、それぞれ加算する。 	

- (注) 1. 本文書作成年度に実施する入学者選抜について記入してください。
 2. 入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等について公開されているものを簡潔に記入してください。

(3) 入学者選抜の実施状況

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	機構使用欄
入 学 定 員	50 (未修：20, 既修：30)	50 (未修：20, 既修：30)	50 (未修：20, 既修：30)	80 (未修：25, 既修：55)	80 (未修：25, 既修：55)	
志 願 者 数	101	91	134	190	214	
受 験 者 数	78	72	104	158	197	
合 格 者 数	64	56	71	79	91	
競 争 倍 率	1.21	1.28	1.46	2.00	2.16	
入 学 者 数	32	35	43	35	58	
入学定員超過率	0.64	0.70	0.86	0.43	0.72	

- (注) 1. 本文書作成年度を含む過去5年度について、5月1日現在で記入してください。
 2. 「入学定員」欄には、法学未修者と法学既修者を分けて募集している場合、入学定員に括弧書きでそれぞれの募集人数を記入してください。(例：入学定員30人(未修：20、既修：10))
 3. 「競争倍率」欄には、受験者数を合格者数で割った値を記入してください。
 4. 「入学定員超過率」欄には、入学者数を入学定員で割った値を記入してください。
 5. 「競争倍率」欄及び「入学定員超過率」欄については、小数点第3位を切り捨ててください。(例：合格者数が90人、受験者数が250人の場合の競争倍率は、 $250 \div 90 = 2.777\cdots \approx \lfloor 2.77 \rfloor$ となります。)

(4) 適性試験の運用方法

①合格者における適性試験の平均点及び最低点

区 分	平成28年度	平成27年度	平成26年度	機構使用欄
合格者における 適性試験の平均点	206.8	212.6	194.9	
合格者における 適性試験の最低点	146	158	133	

- (注) 1. 本文書作成年度を含む過去3年度について、5月1日現在で記入してください。
 2. 「合格者における適性試験の平均点」欄については、小数点第2位を切り捨ててください。

②入学者選抜における適性試験の取扱方針

	機構使用欄
<p>適性試験管理委員会が実施した「法科大学院全国統一適性試験」を受験し、その得点が本研究科の定める最低基準点（適性試験管理委員会が公表する成績分布に基づき適性試験の総受験者の下位から15%の者の得点を基準に設定する。）に達しない者は、第1次選考において不合格とする。</p>	

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在における取扱方針について記入してください。
 2. 取扱方針の適用について例外等を定めている場合は、その内容を記入してください。

(5) 入学者選抜の改善

	機構使用欄
<ul style="list-style-type: none"> ・一般選抜を前期（法学既修者対象）及び後期（法学既修者及び法学未修者対象）の2回実施することとし、昨年度導入した特別選抜（未修者対象）と合わせて、受験の機会を増やした。また、いずれの入試も仙台及び東京の2会場で行うこととし、受験生の利便性の向上を図った。 ・法学既修者対象の法学専門科目筆記試験について、これまでの7科目から行政法を除く6科目に変更した。 ・法学未修者対象に一般選抜（後期）に実施する小論文試験について、試験時間を従前の180分から120分に変更した。 	

- (注) 本文書作成年度の5月1日現在における入学者選抜の改善への取組(検討状況含む。)について記入してください。

6. 修了者の進路及び活動状況

(1) 司法試験の合格状況

① 解釈指針1-1-2-2(1) 関係

司法試験実施年度	受験者数	合格者数	合格率	機構使用欄
平成28年度	※	※	※	
平成27年度	136	35	0.2573	
平成26年度	159	42	0.2641	
平成25年度	173	39	0.2254	
平成24年度	173	38	0.2196	

- (注) 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。
※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。
2. 「受験者数」、「合格者数」欄には、司法試験が実施された各年度における、解釈指針1-1-2-2(1)の状況について記入してください。
3. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値を記入してください。
なお、端数については、小数点第5位を切り捨ててください。(例:合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567 \dots \approx 『0.1756』$ となります。)

②解釈指針1-1-2-2(2)関係

修了年度	修了者数	合格者数						合格率	機構使用欄
		司法試験実施年度							
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計		
平成27年度	32					※	※		
平成26年度	37				15	※	※		
平成25年度	50			18	8	※	※		
平成24年度	71		18	8	7	※	※		
平成23年度	89	17	11	10	3	※	※		

- (注) 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。
※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。
2. 「修了者数」欄には、司法試験を受験しなかった者を含めて、当該年度に修了した者の人数を記入してください。
3. 「合格者数」欄には、各修了年度における修了者のうち、司法試験に合格した者の人数を記入してください。
4. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値を記入してください。
なお、端数については、小数点第5位を切り捨ててください。(例：合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567 \dots \approx 『0.1756』$ となります。)

(2) 法学未修者

区 分	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	機構使用欄
標準修業年限での修了者数	8	18	13	15	28	
修了率	0.67	0.42	0.50	0.65	0.60	
特徴的な進路						

(3) 法学既修者

区 分	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	機構使用欄
標準修業年限での修了者数	19	18	29	42	48	
修了率	0.70	0.78	0.74	0.82	0.85	
特徴的な進路						

- (注) 1. 「標準修業年限での修了者数」欄については、本文書作成前年度を含む過去5年度について、5月1日現在で記入してください。なお、長期履修制度を利用して修了した者は含めないでください。
2. 「修了率」欄には、「標準修業年限での修了者数」を当該学年の入学者数で割った値を記入してください。なお、端数については、小数点第3位を切り捨ててください。(例:修了者数が38人、入学者数が41人の場合には、 $38 \div 41 = 0.9268 \dots \approx 『0.92』$ となります。)
3. 「特徴的な進路」欄には、法曹三者以外に、国家・地方公務員、企業法務関係等、修了者の進路で特徴的なものがあれば、把握できている範囲で、それらの進路ごとにその人数を記入してください。

7. 自己点検及び評価

(1) 自己点検及び評価の体制

		機構使用欄
担当組織	評価対応委員会（院長、副院長、前年度の関係委員会委員長等）	
評価項目	<p>自己評価のために評価対応委員会が中心となり、毎年「法科大学院（総合法制専攻）自己評価報告書」を作成し、HPで公表している。同報告書は、外部評価（第三者評価）のための基礎資料としても活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育目的と特徴 ・教育の実施体制 基本的組織の編成、教育内容・教育方法の改善に向けて取り組む体制 ・教育内容 教育課程の編成、学生や社会からの要請への対応 ・教育方法 授業形態の組み合わせと学習指導法の工夫、主体的な学習を促す取組 ・学業の成果 学生が身に付けた学力や資質・能力、学業の成果に関する学生の評価 ・進路・就職の状況 修了後の進路の状況、関係者からの評価 ・改善への取組状況 	
自己点検・評価書の公表年・月	平成27年12月	
自己点検・評価書の公表方法	法科大学院HP上にて公表、外部評価（第三者評価）委員会委員へ配付	

- (注) 1. 担当組織及び評価項目については、本文書作成年度の5月1日現在の、自己点検及び評価の実施体制及び評価項目を記入してください。
2. 「自己点検・評価書の公表年月」については、作成・公表された直近の自己点検・評価書の公表年・月(表紙等に記載の上梓日等)を記入してください。

(2) 自己点検及び評価に基づく改善

自己点検及び評価の結果	改善の事例	備考	機構使用欄
<p>外部評価（第三者評価）委員会評価結果（平成26年度）において、実務公法、実務民事法および実務刑事法につき、2科目ないし3科目を総合する目的が分からない、分解しても良いのではないか、という意見が示された。</p>	<p>もともとは、公法、民事法、刑事法という大括りで、総合的な教育を行うことを目的としており、また、司法試験（論文式）も大括りで行われていたことに対応していたが、7科目に分割し、成績評価も科目ごとに行った方が、科目ごとに基本的事項を確実に身につけさせるために効果的であると判断するに至り、基幹憲法、基幹行政法、基幹民法、基幹商法、基幹民事訴訟法、基幹刑法および基幹刑事訴訟法の7科目に分割することを決定し、平成28年度から実施している。</p>		
<p>外部評価（第三者評価）委員会評価結果（平成26年度）において、入学志願者数および入学者数の減少につき、一層の努力を促す意見があった。</p>	<p>平成27年度に実施された平成28年度入試から、社会人および他学部卒業生を対象とする特別選抜入試を導入したほか、一般選抜入試に飛び入学制度を導入した。また、東北地方周辺大学の学生への個別の働きかけを強めるため、新潟大学、東北学院大学等で説明会を行った。さらに、平成28年度に実施される平成29年度入試から、一般選抜（既修者）入試を夏にも行うこととし、受験機会の複数化により志願者数の確保を図ることとした。</p>		

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、本評価実施後に、法科大学院における自己点検及び評価の結果に基づいて実施した改善の事例について記入してください。
2. 本文書作成年度の5月1日現在において、検討中であり、未だ改善の途上にある事項については、現在の状況を「改善の事例」欄に記入し、「備考」欄に今後の見通し等についても記入してください。

改善すべき点の対応状況

章	改善すべき点	対応状況	備考	機構使用欄
第2章	<p>法律実務基礎科目に配置されている授業科目「民事法発展演習」3クラスのうち2クラスについて、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため、法律実務基礎科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。</p>	<p>(平成26年度) 当該科目については、実務基礎科目として適切なものとなるよう内容の見直しを行い、シラバスの記載にもその内容を反映させた。</p>		
第2章	<p>1 授業科目において、所定の授業時間を超えて補講が実施されていることについて、組織として改善する必要がある。</p>	<p>(平成26年度) 「教員のための手引き」において、補講を含めた総授業回数が規定の授業回数を超える場合には、原則として補講を行うことはできないことを明記し、運営委員会及び「教員のための手引き説明会」において周知徹底を図った。</p> <p>(平成27年度) 教務に関わるルールや注意事項の要点をまとめた「教員のための手引き」を更新し、周知徹底を図った。</p> <p>(平成28年度) 教務に関わるルールや注意事項の要点をまとめた「教員のための手引き」を更新し、周知徹底を図った。</p>		

<p>第4章</p>	<p>1 授業科目において、成績評価の基準に定める割合を大きく超えて成績評価に偏りが見られるため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策を全教員に周知徹底する必要がある。</p>	<p>(平成26年度) 成績評価の基準に定める割合について、「教員のための手引き」説明会及びFD懇談会において周知徹底を図った。</p> <p>(平成27年度) 教務に関わるルールや注意事項の要点をまとめた「教員のための手引き」を更新し、周知徹底を図った。</p> <p>(平成28年度) 教務に関わるルールや注意事項の要点をまとめた「教員のための手引き」を更新し、周知徹底を図った。</p>	
<p>第4章</p>	<p>成績評価における考慮要素について、一部の授業科目において、平常点がほぼ満点となっている授業科目や調整点の付与が適切に行われていない授業科目があるため、平常点及び調整点の成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策を全教員に周知徹底する必要がある。</p>	<p>(平成26年度) 適切な平常点や調整点の成績評価在り方について、FD懇談会において意見交換を行い、情報の共有を図った。また、FD懇談会及び「教員のための手引き」説明会において、評価の要素として授業への出席自体を評価の対象としないことを改めて確認し、周知徹底を図った。</p> <p>(平成27年度) 教務に関わるルールや注意事項の要点をまとめた「教員のための手引き」を更新し、周知徹底を図った。</p> <p>(平成28年度) 教務に関わるルールや注意事項の要点をまとめた「教員のための手引き」を更新し、周知徹底を図った。</p>	

<p>第4章</p>	<p>1 授業科目において、答案の配点割合が不明瞭なものがあるため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策を全教員に周知徹底する必要がある。</p>	<p>(平成26年度) 「教員のための手引き」説明会において、採点の方法を含めた成績評価の在り方について、周知徹底を図った。</p> <p>(平成27年度) 教務に関わるルールや注意事項の要点をまとめた「教員のための手引き」を更新し、周知徹底を図った。</p> <p>(平成28年度) 教務に関わるルールや注意事項の要点をまとめた「教員のための手引き」を更新し、周知徹底を図った。</p>		
<p>第4章</p>	<p>筆記試験の実施について、授業で配付した教材の持込みを可としている1授業科目において、容易に得点可能な試験内容となっているため、受験者の学修の成果を適切に反映できるような試験となるよう、さらなる検討、改善を図る必要がある。</p>	<p>(平成26年度) 「教員のための手引き」説明会において、適切な試験の実施と成績評価の在り方について、周知徹底を図った。</p> <p>(平成27年度) 教務に関わるルールや注意事項の要点をまとめた「教員のための手引き」を更新し、周知徹底を図った。</p> <p>(平成28年度) 教務に関わるルールや注意事項の要点をまとめた「教員のための手引き」を更新し、周知徹底を図った。</p>		

- (注) 1. 「改善すべき点」欄は、評価実施時に「改善すべき点」として指摘された事項ごとに欄を区切り、第1章から第11章の順に記入してください。
2. 「対応状況」欄については、評価実施時からの対応状況を古いものから順に記入してください。
3. 未対応の事項について対応計画等があれば、「備考」欄に記入してください。